

# 地域福祉活動の推進に携わる皆さんへ

～社協事業・活動における新型コロナウイルス感染拡大防止の留意点～

チェックリスト

令和2年6月

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会

## <はじめに>

長期的に新型コロナウイルスと付き合いながら生活していかざるを得ない中、「3つの密」を避けるなど基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」に対応し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、社協が地域福祉事業・活動を継続していくことが必要です。

政府や鳥取県の「基本的対処方針」や「新しい生活様式」、全国社会福祉協議会からの情報提供資料を踏まえ、市町村社協において感染拡大防止策を講じられる際に留意していただきたい基本的事項について整理しましたので、チェックリストとしてそれぞれの実情に応じてご活用ください。

## <項目>

- 1 事業・活動における感染拡大防止の共通の考え方
  - (1) リスク評価とリスクに応じた対応
  - (2) 各事業・活動に共通する留意点
  - (3) 症状のある職員、利用者、担い手の方の出勤・参加制限
  - (4) ボランティア等地域住民・市民の自主性の尊重
  - (5) 感染リスクが比較的高い箇所への対応（トイレ、休憩・談話スペース）
  - (6) ごみの廃棄
  - (7) 清掃・消毒
  - (8) その他
- 2 事業・活動ごとの講じるべき具体的な対策
  - (1) 相談業務
  - (2) 介護保険事業、障害福祉サービス事業等
  - (3) 移送サービス
  - (4) 住民参加型在宅福祉サービス
  - (5) 高齢者や障がい者を対象としたいきいきサロン、ミニデイサービス、子育てサロン
  - (6) 子どもの学習支援
  - (7) 子ども食堂等食事支援
  - (8) 高齢者、障がい者等の安否確認
  - (9) 福祉大会、講演会、研修会等の行事
  - (10) 災害ボランティアセンター

【添付資料1】鳥取型「新しい生活様式」（鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進本部）

【添付資料2】「新しい生活様式」の実践例（政府 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

【添付資料3】外出自粛の段階的緩和の目安（内閣官房）

【添付資料4】イベント開催制限の段階的緩和の目安（内閣官房）

【添付資料5】令和2年度の熱中症予防行動・留意点（環境省・厚生労働省）

【添付資料6】「新型コロナ接触確認アプリ（COCOA）」概要（厚生労働省）

【添付資料7】地域で活やくしている皆さんへ「つながりをなくさないために～今できること～」  
（鳥取県社会福祉協議会）

【添付資料8】新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害 VC の設置・運営等について  
～全社協 VC の考え方～（全国社会福祉協議会）

## 1 事業・活動における感染拡大防止の共通的思考方

### (1) リスク評価とリスクに応じた対応

- 社協自ら実施している事業や地域でボランティア・県民の方が実施している活動の内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である「接触感染」「飛沫感染」のそれぞれについて、職員や利用者、活動の担い手の方等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- 接触感染・・・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し対策  
特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、エレベーターのボタン、活動に用いる備品・器具等）
- 飛沫感染・・・換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどのくらい維持できるか、屋内で大声を出す場がどこにあるか等を特定し対策
- リスク評価の結果と事業目的を勘案し、WEB会議の活用など内容・方法の変更も検討

### (2) 各事業・活動に共通する留意点

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底（例えば以下のもの）
- 人との接触を避け対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）
- 職員、利用者、担い手の方が密にならない
- 入口及び事業所・施設内へ手指の消毒設備設置
- マスクの着用と周知
- 事業所・施設の定期的換気（できれば2方向開ける）
- 事業所・施設の消毒

### (3) 症状のある職員、利用者、担い手の方の出勤・参加制限

- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある職員、利用者、担い手の方は参加しないよう呼びかけ
- 事業や活動によっては、発熱者を体温計などで特定し利用・参加を制限
- 万が一感染が発生した場合に備え、参加者等の名簿を適正に管理（個人情報取り扱いに注意）

### (4) ボランティア等地域住民・市民の自主性の尊重

- ボランティア活動や市民活動は住民・市民の自主性によるもので無理強いがあってはならない
- 活動する場合は、十分な感染防止対策を施した上で参加（ボランティア保険に必ず加入）  
※ボランティア活動中の新型コロナウイルス感染による治療や他者への賠償はボランティア活動保険の対象となります
- 新型コロナの影響が長期化する中、無理をせず、今できることは何かを考える
- サロン等の参加者同士が集まれない中でも、電話等により互いに安否確認する例も出ており、住民・市民の主体性を促す

### (5) 感染リスクが比較的高い箇所への対応

#### ① トイレ

- 便器内は通常の清掃で良い
- 不特定多数が接触する場所は清拭消毒
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示
- ペーパータオルの設置、又は個人用にタオルを準備
- ハンドドライヤーは止め、共用のタオルは禁止

## ②休憩・談話スペース

- 一度に休憩・談話する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- 休憩・談話スペースは常時換気
- 共有する物品（テーブル、椅子等）は定期的に消毒
- 休憩・談話スペースの入退室の前後に手洗い

## （6）ごみの廃棄

- 鼻水、唾液などがついたごみは、ビニール袋に入れ密閉して縛る
- ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用
- マスクや手袋を外した後は、必ず石鹸と流水で手洗い

## （7）清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗剤や漂白剤を用いて清掃
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム 0.05%）やアルコール等で消毒することが重要
- 手が触れることのない床や壁は通常の清掃が良い

## （8）その他

- 県内で感染者が発生し、県から新型コロナ警報等が発令された場合の対応について、あらかじめ検討しておく
- 高齢者や持病のある利用者、担い手の方は、感染した場合の重症リスクが高いため、より慎重で徹底した対応を検討
- 5月から9月は「熱中症予防月間」のため、この期間の事業・活動においては、新型コロナウイルス感染防止の基本である「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」「三つの密（密閉、密集、密接）を避ける」等の「新しい生活様式」を実践する中での熱中症予防対策が必要（環境省・厚生労働省「熱中症予防行動・留意点」【添付資料5】）
- 新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリの活用も検討（厚生労働省「COCOA」概要【添付資料6】）

## 2 事業・活動ごとの講じるべき具体的な対策

### （1）相談業務

- 手洗い・手指消毒、咳エチケット、対人距離（できるだけ2メートル程度）の確保を徹底
- 対人距離の確保が困難な場合はマスクを着用（職員のマスク着用について相談者の理解が得られるよう努める）
- 対面で相談対応を行う必要がある場合は、電話等による予約制や個別の相談ブース・相談室等の利用により相談者同士の接触を回避
- 相談ブースが個室である場合はこまめに換気
- 事務所内の相談窓口では、飛沫感染防止のためのアクリルパーテーションやカーテン等を設置
- 初回の面接など対面で対応を行う必要がある場合を除き、電話等による対応を積極的に活用し、書面のやり取りで足りる部分については郵送を行うなど相談員等と相談者の接触を回避
- 訪問による相談業務については、訪問の必要性を精査するなどケースを限定（相談者に来所が難しい事情がある場合など）
- 訪問による相談が必要な場合は、短時間に効率的に相談業務が行えるよう手順等を事前に確認

□他機関・多職種によりケース検討を行う場合は、WEB会議システムの活用など極力接触しない方法での実施方法を取り入れる

## (2) 介護保険事業、障害福祉サービス事業等

□厚生労働省「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」

（令和2年4月7日）等参照（リンク先：<https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf>）

## (3) 移送サービス

□移送車両に乗る前に、本人・家族又は職員が利用者本人の体温を計測し、発熱（37.5℃以上）が認められる場合は利用を断る

□運転を担うボランティア等についても移送サービス前に体温を計測し、発熱（37.5℃以上）が認められる場合はサービスに従事しない

□過去に発熱が認められた場合、家族に発熱があるものがある場合にあつては、利用者・ボランティアともに解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱い

□車両の中は密接になりがちなので、乗車中はマスクの着用を徹底し、窓を開ける等換気に留意

□乗車中の会話は楽しみの一つだが、できるだけ我慢し控えめにする

□身体的距離が取れるように着席、身体的距離が取れない小さな車両は利用しない

□移送サービス終了後は十分な車内換気を行い、利用者の接触頻度が高い場所（ドアや背もたれ等）を消毒

□発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所・相談支援事業所等に情報を提供

## (4) 住民参加型在宅福祉サービス

□訪問による支援業務については、訪問による支援の重要性や緊急性をもとにケースを精査

□居宅でサービスを実施する前に、本人・家族又はスタッフが利用者本人の体温を計測し、発熱（37.5℃以上）が認められる場合は利用を断る

□支援を担うスタッフについてもサービス提供前に体温を計測し、発熱（37.5℃以上）が認められる場合はサービスに従事しない

□過去に発熱が認められた場合、家族に発熱があるものがある場合にあつては、利用者・スタッフともに解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱い

□発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所・相談支援事業所等に情報を提供

□居宅で各種支援を実施するに際して、手洗い・手指消毒、咳エチケット、対人距離の確保を徹底

□居宅で支援する際にはマスクを着用（スタッフのマスク着用を利用者の理解が得られるよう努める）

□居宅での支援中はこまめに換気

□居宅において支援する場合は、短時間に効率的に業務が行えるよう手順等を事前に確認

□利用相談にあたっては、初回の面接など対面での対応を行う必要がある場合を除き、電話等による対応を積極的に活用し、書面のやり取りで足りる部分については郵送を行うなど相談員等と相談者の接触を回避

□初めてサービス利用する場合、ニーズを精査し、不要不急な場合、当分の間、利用待機をしていただく

#### (5) 高齢者や障がい者を対象としたいきいきサロン、ミニデイサービス、子育てサロン

- 運営スタッフ・参加者ともに、事前に体温を計測し、発熱や風邪の症状がある場合は、参加を控える
  - 運営スタッフは、参加者名簿（連絡先含む）を作成の上、開始前に参加者の体温や体調を確認し、記録する。発熱等が認められる場合は、参加を断る
  - 運営スタッフ、参加者ともに、症状がなくてもマスクを着用し、できる限り、目・鼻・口は触らないようにする
  - 運営スタッフ、参加者ともに、手洗い（アルコール消毒による手指消毒でも可）を徹底
  - 地域の感染状況により施設の利用が制限されている場合、孤立を防ぐために友愛訪問とともに、電話・はがき・メール等接触を回避した方法を組み合わせ
  - サロンやミニデイの休止は、利用者のフレイルにつながるので、ビデオ、チラシ、CATV、SNS等を活用し、自宅で運動できる映像・資料等を配布・配信
  - 子育てサロンの休止は、保護者に大きなストレスをもたらすので、WEB会議システム等を活用したオンラインサロンを積極的に導入
  - プログラム等を設定する場合は、飛沫感染を防止するために、換気の状態や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所（広さ、公民館などの屋内か公園などの屋外か等）や時間、回数、参加人数を検討
  - 接触感染を防止するため、共用物品やドアノブなど手に触れる場所とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や触れる場所を減らす工夫
  - 屋内でサロンを開催する場合、利用者と利用者、利用者とスタッフとの間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空ける
  - 歌を控えるとともに、文字（紙）や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくする
  - 会話をする際は、正面に立つこと等を可能な限り避け、十分な距離を保持
  - 活動終了時の体調確認と手洗いを励行
  - 運営スタッフは、欠席した者や参加しなくなった者に対し、必要に応じ、市町村の担当者等と連携し、状況の把握や参加の呼びかけなどを実施
  - 室内で開催する場合は、1時間に2回以上換気（2方向の窓を1回数分程度全開など）
  - 晴れた日には屋外の散歩、体操などを組み合わせ
  - 子育てサロンでも晴れた日は公園や広場で日向ぼっこしながら会話を楽しみ、その際事故が起こらないよう子どもたちの様子を常に監視するスタッフを必ず配置
- <体操など身体を動かす活動をする場合>
- 息が荒くなるような運動は避ける
  - マスクを着用して運動する場合、マスクをしない場合時に比べて身体への負荷が著しく大きくなる可能性があるため、かかりつけ医の意見等も踏まえ、無理のないよう負荷を下げたり休憩をとるなど配慮
  - 熱中症予防の観点から、こまめな水分補給や室温調整等を実施
- なお、屋外で人と十分な距離（2メートル）を確保できる場合はマスクを外す
- 参考資料（県社協作成）【添付資料7】  
地域で活やくされている皆さんへ「つながりをなくさないために～今できること～」

#### (6) 子どもの学習支援

- 対面以外の学習支援方法として、学習教材を配布し、メールや電話、WEB等を活用して支援

員が助言・指導を行うなど感染状況等に応じて対応

- 屋内で集合型の学習支援を行う際には、子どもの体温を計測し、発熱（37.5℃以上）が認められる場合は利用を断る
- 支援を担うスタッフについても支援提供前に体温を計測し、発熱（37.5℃以上）が認められる場合はサービスに従事しない
- 過去に発熱が認められた場合、家族に発熱があるものがある場合にあつては、子ども・スタッフともに解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱い
- 屋内で支援を実施するに際して、子ども・スタッフともに手洗い・手指消毒、咳エチケット、対人距離の確保を徹底
- 居宅で支援する際には、子ども・スタッフともにマスクを着用
- 屋内で支援する場合、こまめに換気
- 厚生労働省「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対策について」（令和2年2月28日）参照  
(リンク先：<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000618447.pdf>)

#### (7) 子ども食堂等食事支援

- 集合型で食事支援を行う方法以外のものとして、弁当等の配食、食材配布、テイクアウト方式等感染状況等に応じて対応（その際、衛生管理等に十分配慮）
- 集合型で食事支援を行う際は、子どもの体温を計測し、発熱（37.5℃以上）が認められる場合は利用を断る（断った子供には、パック詰めするなど衛生管理に配慮した食材を持ち帰らせる）
- 支援を担うスタッフについても支援提供前に体温を計測し、発熱（37.5℃以上）が認められる場合は支援に従事しない
- 過去に発熱が認められた場合、家族に発熱があるものがある場合にあつては、子ども・スタッフともに解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱い
- 参加者自らが食事を取り分けるバイキング形式、大皿から取り分ける食事会は避け、スタッフが一人ひとり食器に食事を盛り付け
- 菓子は個別包装されたものを使用
- 手や口が触れるようなもの（食器やコップ、箸など）は、使い捨てのものにしたり、ゴム手袋などで感染を防止しながら洗剤で適切に洗浄
- 屋内で支援する際には、子ども・スタッフともに手洗い・手指消毒、咳エチケット、対人距離の確保を徹底し、スタッフはマスクを着用
- 屋内で支援する際には、対面ではなく横並びで座ったりするなど対人距離を確保
- 子どもたちに料理に集中し、おしゃべりは控えるように促す
- 屋内で支援する場合、こまめに換気
- 天気の良い日は、公園など対人距離を十分確保できる場所で楽しく会食
- 実施に際しては、地域の農家、食品会社やフードバンク、共同募金会等の協力を得る

#### (8) 高齢者、障がい者等の安否確認

- 頻回に流水と石けんによる手洗い、アルコール消毒液による手指消毒、咳エチケットを徹底
- 対人距離（できるだけ2メートル程度）を確保し、スタッフはマスクを着用
- 電話・はがき・メール等による対応を積極的に活用し、高齢者や障がい者の接触を回避

- 訪問による安否の確認の頻度については、本人の課題や状況に応じ検討
- 訪問による安否確認が必要な場合は、短時間に効率的に行えるよう手順等を事前に確認
- 外出自粛が長期化し、高齢者や障がい者の中には人に会うことに恐怖を感じている方もいるので、ドアやインターホン越しに声を掛けたり手紙などを置いて様子を見るなど、無理に扉を開けさせない
- 気になるケースがあれば、市町村社協に連絡いただくよう徹底

#### (9) 福祉大会、講演会、研修会等の行事

- 鳥取県におけるイベント開催の条件の目安を満たしているか確認

<6月19日～7月9日>

- ・屋内イベント⇒参加人数が1,000人以下、かつ会場収容定員の50%以下
- ・屋外イベント⇒参加人数が1,000人以下、かつ人と人との間隔を十分確保（概ね2m）

<7月10日～7月31日>

- ・屋内イベント⇒参加人数が5,000人以下、かつ会場収容定員の50%以下
- ・屋外イベント⇒参加人数が5,000人以下、かつ人と人との間隔を十分確保（概ね2m）

<8月1日以降>

- ・屋内イベント⇒参加人数が会場収容定員の50%以下（人数の上限なし）
- ・屋外イベント⇒参加者の人と人との間隔を十分確保（概ね2m）（人数の上限なし）

- 開催にあたって、接触リスクの軽減など感染防止策を適切に実施

- ・行事内容の簡素化、所要時間の短縮
- ・三密場面の回避
- ・発熱や風邪症状のある方の参加自粛
- ・行事前後の交流自粛
- ・換気、手指消毒、マスク着用等の徹底

※感染防止に係る留意事項の具体的内容は「1 事業・活動における感染拡大防止の共通的思考方」参照

#### (10) 災害ボランティアセンター

- 全国社会福祉協議会「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害VCの設置・運営等について～全社協VCの考え方～」参照【添付資料8】



～新型コロナウイルス感染症予防のため～

# 鳥取型「新しい生活様式」を実践！

緊急事態宣言の解除は「終わり」ではなく、新型コロナウイルスとの闘いの第2章の「始まり」です。気を緩めれば感染拡大を起こしかねません。

「新型コロナ克服3カ条」を守って、一人ひとりが感染予防に取り組みましょう。

また、鳥取県の自然や星空を活かして、屋内だけでなく屋外も楽しみ、県内の観光地、お店等、みんなで応援していきましょう！

## 新型コロナ克服3カ条

あいだがあいだ

### 1. 人と人 間が愛だ

人と人が約2m離れば、飛沫感染防止で安心！



#### ★こんな工夫も・・・

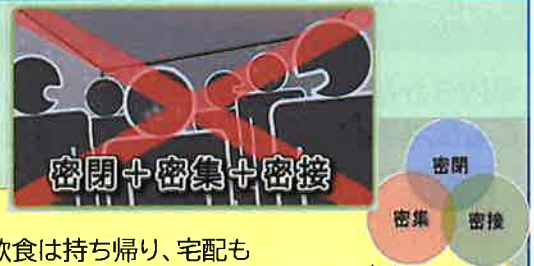
- ・レジに並ぶときは前後にスペース
- ・テレビ会議やテレワーク、電話もOK
- ・歌や応援は十分な距離をとって
- ・オンライン飲み会や遠隔診療

みつだともすだ

### 2. 三つもの 密だとミスだ

「三つの密」の回避（密閉・密集・密接）

※これまでの集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、「三つの密」のある場が感染拡大のリスクが高いと考えられています。



#### ★こんな工夫も・・・

- ・定期的窓をあけるなどこまめに換気（できれば2方向で）
- ・スーパーやジョギング、公園は少人数、空いた時間に
- ・待てる買い物は通販で
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・飲食は持ち帰り、宅配も
- ・会話する際は、可能な限り対面を避ける
- ・食事は大皿を避け、料理は個々に

よぼうでよぼう

### 3. 幸せは 予防で呼ぼう

こまめな手洗いや咳エチケットで、新型コロナウイルス感染症を予防！

※発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしておきましょう。



#### ★こんな工夫も・・・

- ・トイレのふたを閉めて汚物を流す
- ・ビニール袋で密閉してごみを廃棄
- ・発熱、風邪症状など、無理せず自宅療養（最寄りの発熱・帰国者・接触者相談センターにご相談ください）
- ・症状がなくても、マスクを着用して会話をするのがエチケット



LINE公式アカウント  
鳥取県新型コロナウイルス対策  
パーソナルサポート



鳥取県  
新型コロナウイルス感染症特設サイト



防災トリアー  
Twitter

鳥取県

作成：鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部  
(電話 0857-26-7799、7958)

# 正しい手洗いの方法

## 正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



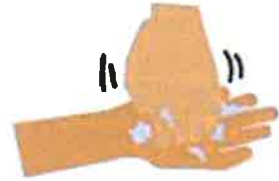
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



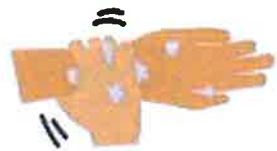
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

出展：首相官邸ホームページ

(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>)

## 発熱・帰国者・接触者相談センター

県内3か所に、相談センターを設置しています。  
ご心配な場合などは、最寄りの相談センターにご相談ください。

地区	電話 (24時間対応)	ファクシミリ (平日8:30~17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625 (8:30~17:15)	0857-20-3962
	時間外0857-22-8111 (上記の時間以外)	
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
	0858-23-3136	
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

### 《対応時間》

電話：24時間対応（土日、祝日を含む）

ファクシミリ：午前8時30分から午後5時15分（土日、祝日を除く）

- ※ センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。  
マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

鳥取県





(別添)

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定



## 外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスター**の**発生原因**や**それへの有効な対策等**に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期		外出自粛	
		県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～		△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～		○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後			△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後			○ * GoToキャンペーンによる支援



## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その1）

【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

### < 基本的な考え方 >

時期	収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	100人
	屋外	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	1000人
	屋外	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	5000人
	屋外	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	上限なし
	屋外	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。





## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

### ＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% <sup>(注)</sup> (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を 目途 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。





# 令和2年度の 熱中症予防行動

## 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

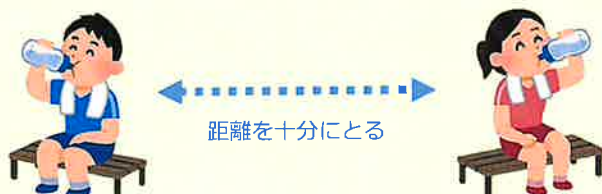
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

### 1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



### 2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

### 3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

### 4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪く感じた時は、無理せず自宅で静養

### 5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。





## 令和2年度の熱中症予防行動の留意点について

～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～

### 1 趣旨

令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」が示されました。新型コロナウイルスの出現に伴い、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなりますが、一方で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けるようにしましょう。

なお、「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」を進めていく上での熱中症のリスクについては、必ずしも科学的な知見が十分に集積されているわけではありませんが、特に心掛けていただきたい熱中症予防行動について取りまとめています。

### 2 熱中症予防行動の留意点

#### (1) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。

※屋内運動施設での運動は、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）のリスクが高いことから、お住まいの自治体の情報に従いましょう。

- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- 日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。
- 3密（密集、密接、密閉）を避けつつも、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをするようにしましょう。

## (2) 従来からの熱中症予防行動の徹底

- 暑さを避けましょう。
  - 室内の温度・湿度をこまめに確認し、適切に管理しましょう。
  - 外出時は天気予報や「暑さ指数（WBGT）」を参考に、暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で活動しましょう（WBGTは環境省ウェブサイトで提供：<https://www.wbgt.env.go.jp/>）。
  - 涼しい服装を心掛け、外に出る際は日傘や帽子を活用しましょう。
  - 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給してください（急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で身体を動かす際には特に注意が必要です。）。
  
- こまめに水分補給をしましょう。
  - のどが渇く前に、こまめに水分補給をしましょう（一般的に、食事以外に1日当たり1.2Lの水分の摂取が目安とされています。）。
  - 激しい運動、作業を行ったとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給しましょう。
  
- 暑さに備えた体作りをしましょう。
  - 暑くなり始めの時期から適度に運動（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で、毎日30分程度）を心掛け、身体が暑さに慣れるようにしましょう（暑熱順化）（※ただし、その際は水分補給を忘れずに、無理のない範囲で実施してください。）。

※特に、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者の方々は、より注意する必要があります。周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。



新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

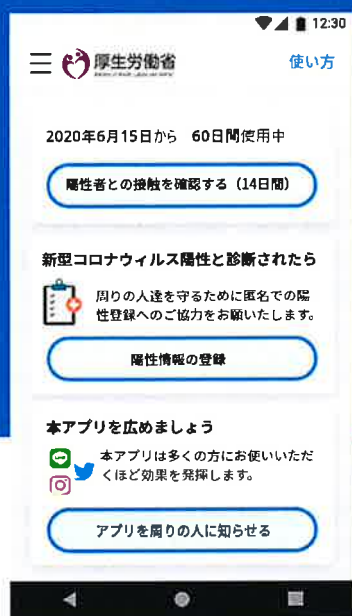
自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚生労働省

# 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



\* 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取る  
ことができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

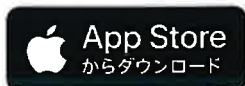
○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら

厚生労働省  
ウェブサイト



# 新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ & A

## 問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

## 問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

## 問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中のみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

## 問4 個人情報が収集されることはありませんか。

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中のみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

## 問5 位置情報を利用するのですか。

GPSなどの位置情報を利用することはないし、記録することはありません。

## 問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い障壁など）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

## 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

## 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

## 問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐにきますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にいただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

## 問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたが、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

## 問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などをご案内します。

## 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。



## 地域で活やくされている皆さんへ

### つながいをなくさないために ～今できること～

新型コロナウイルスの広がり、今までのつながりを弱め、社会に不安な気持ちを生み出しています。今までサロン活動や支え合いの活動によって、友達と話して気分転換になったり、元気かどうか様子がわかったり、外に出ていくことで身体を動かしたりと、様々な“しあわせ”がありました。これまでのつながりや活動を途切れさせず、これらにつないでいくために、無理なくできることを考えてみましょう。

## ★ 集まれなくたって、つながろう！！

### ① 電話でつながろう！

普段は気になる方のお家を訪問し安否確認を行っている在宅福祉員さんや愛の輪協力員さんが、訪問の代わりに電話で安否確認されています。



- これまで活動に参加していた方の安否確認や最近の様子を話してみるのに、電話を活用してみましょう。特別なことなくても会話することで、閉じこもりがちな生活の中でも、「誰かが気にかけてくれている」という気持ちになりますね。



### ② 手紙や届け物でつながろう！

「はがき出し運動」というのはがきを投函するために体を動かし、やり取りの中でつながりを深め、輪を広げていくことを目的とした取り組みもはじめられています。

- 直接会えなくてもメッセージや手紙のやりとり、手作りのプレゼントで安否確認や関係性をつなぐこともできます。今だからこそ、時間をかけてお手紙を書いたり、絵を描いたり、すてきなやり取りができますね。

### ③ 仲間と取り組みを共有しよう！

マスク作りをボランティアさんたちに呼びかけ、各自の家で作成してもらい、手紙と一緒に包装して小学校と中学校、保育園などに提供しました。



- 活動してもらっていた人たちとのつながりや活動を途切れさせないために、集まらなくてもできる取り組みを紹介することも大切です。ぜひ、できることを仲間・お友達と一緒に楽しく取り組みましょう！

#### ④ これまでの取り組みを活用しよう！

民生委員と自治会役員と相談しながら昨年度にした「支え愛マップづくり」で気づいた“気になる人”のお家に手紙とマスクをポストイングする。



- これまで地域で取り組んできた、「支え愛マップづくり」や「サロン活動」などで気が付いた“気になる人”・“心配な人”へ見守りや声かけをしてみましょ。今までの取り組みから一歩進んだ取り組みになり、実際の災害時などにも、このときの経験が役立つかもしれませんね。

#### ⑤ オンラインでつながろう！

災害が発生した際の連絡手段としてLINEの活用を考え、避難訓練で活用するなど、地域内でゆるやかな見守りが行われています。



- ICTツール（情報通信技術）、SNSを活用すればスマホや携帯電話でメールやメッセージのやり取りができ、顔を見ながら通話することもできます。  
普段は参加しにくかった人でも“オンライン”なら参加できるようになるなど、広がりが生まれてきますね。

#### ■これからの活動を考えよう

“ふだんのくらしのしあわせ”が脅かされることは、新型コロナウイルスだけではありません。災害や事故、病気、けがなど様々な要因で集まりにくくなり、つながりが希薄になっていくことや活動がなくなることもあります。

また、地域の中には身体状況や時間、家庭の事情などの理由で「集まりづらい人」や、もともとのつながりの「輪の中に入っていない人」もいます。

今あるつながりを大切にしながら、“集まれなくてもつながる方法”を検討し、「集まりづらい人」・「輪の中にいない人」へもつながりが広がれば、仲間も増え、活動の充実に結びつきます。

#### ■おわりに

まずは生活者の一人として、自分自身はもとより、大切な人の命を守るために、健康管理や感染防止に十分留意しながら、焦らず無理をしないようにしましょう。

不安な状況がいつまで続くのか誰にも分かりませんが、この不安な気持ちを少しでもやわらげ合うために、今までのつながりや活動を大切にしながら、これからの活動を見据えて、取り組みを考えていきましょう。



2020年6月1日

新型コロナウイルス感染が懸念される状況における  
災害ボランティアセンターの設置・運営等について  
～全社協VCの考え方～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国ボランティア・市民活動振興センター

《ポイント》

- 社会福祉協議会は、新型コロナウイルスの影響下における災害VCの設置について、被災者ニーズに基づき、専門家等の意見を加え、行政と協議し判断する。
- 災害VCの設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら適切に運営するため、社会福祉協議会は、発災前に専門家等の意見を踏まえ市区町村行政と協議し必要事項を決定しておく。
- 感染症の拡大懸念がある状況では、ボランティアの募集範囲は、顔の見える範囲から市区町村域を基本として、広くボランティアの参加を呼びかけることはしない。
- ボランティアの募集範囲の拡大は、被災地域の住民のニーズや意見、専門家等の意見をもとに、行政（都道府県含む）と協議し判断する。
- 災害ボランティア活動を実施するに際しては、感染拡大防止策を徹底する。

1 災害ボランティアセンター（災害VC）設置・運営

【新型コロナウイルス下での災害VCの設置・運営の判断】

- ボランティア活動は、本来、市民の自由な活動であり、自主的、自発的な活動である。このことは、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況下においても、十分に尊重されなければならない。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止が課題となっている状況下においては、行政の判断により行動制限が行われることもあり、災害ボランティアセンターの設置・運営や、災害ボランティア活動に一定の制限がかけられることもやむをえない。
- 一定規模の災害が発生し、被災者への支援が必要な事態が生じた場合、社会福祉協議会は、被災者ニーズに基づき、感染症予防の専門家等の意見を加え、新型コロナウイルスの感染拡大につながらない災害VCの設置・運営が可能か、行政と協議し判断することが必要と考える。

- 新型コロナウイルスの影響下における災害 VC の設置を迅速に判断し、感染防止策を施しながら運営を適切に行うためには、発災前に専門家等の意見を踏まえ市区町村行政と協議し決定しておくことが求められる。その際、災害発生時における最新の感染状況や医療提供体制の状況といった新型コロナウイルス感染情報の提供、感染が発生した場合の行政、保健所、医療関係機関の支援体制等の確保が重要となる。

## 2 ボランティアの募集・受け入れの基本的考え方

- 大規模災害発生時、災害 VC は、被災地域内外から支援に訪れるボランティアを被災した人や地域につなぐことで被災した人の生活（回復）支援を行うものである。
- しかし、新型コロナウイルス感染が懸念されている状況においては、
  - ①被災地域にウイルスを持ち込む恐れ
  - ②被災地域からウイルスを持ち帰る恐れ
  - ③被災者やボランティア同士の接触により感染を広める恐れなどがある。
- このため緊急事態宣言が発せられている期間はもとより、感染拡大の懸念がある期間については、都道府県をまたぐなど広域に大勢のボランティアに参加を呼びかけ受け入れる災害ボランティア活動は行わず、顔の見える近隣住民を中心に、中学校区、当該市区町村域、などの制限を設けて行う。
- このため災害 VC の運営者については、被災市町村内で社協を中心としつつ、地元の NPO、学生、ボランティア団体、企業・団体などの協力により確保できるように、災害発生前に体制を整える。
- ボランティアの募集範囲についても、被災地域の住民のニーズや意見、専門家等の意見をふまえ、行政と十分協議を行い決定する。被災地以外の社協においては、被災地の支援を申し出たボランティアや NPO 等にも上記の状況等について情報発信し、理解を求める。
- ボランティアの募集にあたっては、本人の健康状態の告知、活動中のマスクの着用や活動後に発熱等があった場合の災害 VC への連絡など、参加の条件を予め周知・徹底するとともに、当日不特定多数が災害 VC に訪れることがないように工夫することが重要である。
- 被災市区町村だけでの対応が困難であり、近隣市区町村域や県域を越えてボランティア募集を拡大する場合は、被災地域の住民のニーズや意見、専門家等の意見をふまえるとともに、市区町村に加え、都道府県・指定都市行政と都道府県・指定都市社協、市区町村が協議し判断する。

### 3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した災害ボランティアセンターの運営

#### 【これまでの災害VCの活動】

- 従来、災害VCで行っている活動は、概ね下記の11項目である。
  - ① 住民等の被災状況の把握と共有
  - ② (ボランティアによる)被災地支援活動の要否(災害VCの設置の要否)判断と活動期間の見立て
  - ③ ボランティアと行政・NPOとの連絡・活動の連携・協働の調整
  - ④ 被災住民へのボランティア活動による支援情報の発信
  - ⑤ 被災住民の支援ニーズの把握
  - ⑥ 被災者支援を行うボランティア受付
  - ⑦ ボランティアによる支援のコーディネート
  - ⑧ 行政やNPOが行っている支援活動への仲介
  - ⑨ ボランティア活動に使用する資機材等の調達・貸し付け
  - ⑩ 復旧・復興期の生活支援(社協の事業として実施する活動と協働するボランティア活動のコーディネート)
  - ⑪ 活動に必要な資金等の調整
- 被災地域の住民から災害VCに寄せられる支援ニーズには、ボランティアが対応するものだけでなく、行政や福祉関係者、福祉サービス事業者などが対応する内容のものも含まれる。社会福祉協議会としてそうしたニーズの仲介機能を果たすことは、新型コロナウイルス感染症下においても重要である。
- 上記の①・③・⑤・⑧・⑨は、ボランティアが直接関わらなくても、災害VCの運営者、運営支援者により支援が実施できる内容であることから、被災市区町村、被災都道府県・指定都市社協を中心として災害VCの名のもとで活動を実施することが可能である。

#### 【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した運営】

- 大規模災害時、限られた数のボランティアによる支援活動に限界があることをふまえ、「生活空間の確保」「保健衛生上必要な環境整備」「食事の提供」など実施する活動の優先順位と範囲を定めて行う。
- ボランティアによる災害ボランティア活動を行う場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止に最大限配慮する。
- 当日、不特定多数が災害VCに訪れることがないように事前登録制とする。
- 活動地域において新型コロナウイルスの感染が発生した場合に備え、ボランティアやスタッフの連絡先を確実に把握する。
- 受付時、ボランティア活動保険への加入の確認をするなど、感染症発生時の

対応等を予め定めておく。

- 活動を実施するに際し、ボランティアの健康チェックだけでなく、支援先の住民の健康状態についても確認する。
- 運営においては、災害VCのスタッフのマスクの着用、手指の消毒、毎日の検温、体調の報告の徹底をはかる。
- 災害VCでの人と人の接触時間を極力短くするため、事前研修やオリエンテーションは、事前の説明用紙の配付等により行う。説明動画を Web に掲載して行う方法も検討する。
- ボランティア受付やボランティア保険への加入についても人と人との接触を最小限とするため、全社協が昨年開発した QR コードによる受付システムや Web による保険加入システムを利用する。
- ICT を利用したニーズの受付、被災情報把握、ヒアリングなど被災者との接触を避ける運営を工夫するとともに、スタッフのミーティングについてもオンライン会議を行うなど接触を最小限とする工夫を行う。

(情報提供)

### 【ボランティア活動保険について】

新型コロナウイルスに関するボランティア活動保険による補償についての問い合わせが増えていることから、情報を提供する。

- ボランティア活動保険は、賠償責任保険をベースに開発された保険であり、特約事項として食中毒や指定感染症の一部を対象範囲として列挙し、補償している。

#### 特定感染症（感染症予防法による分類）

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）、腸チフス、パラチフス

<令和元年 10 月 1 日現在>

- 現状では、ボランティア活動中のボランティア自身が上記の特定感染症に罹患した場合に、
  - ① 葬祭費用（死亡の場合、300 万円を限度にとした実額）
  - ② 後遺障害保険金
  - ③ 入院保険金（6,500 円/日）
  - ④ 通院保険金（4,000 円/日）
- これまで新型コロナウイルスによる肺炎は第1種～第3種特定感染症に該当していなかったため、ボランティア活動保険では補償対象外となっていたが、5月1日に保険の改定が認可された。これにより、ボランティア活動中に新型コロナウイルスに罹患して治療を受けた場合は、補償の対象とすることとなった。（2020年2月1日に遡り適用する。）
- なお、補償にあたっては、ボランティア活動中に感染したことが合理的に確認される必要があるため、必ず補償されるということにはならないことに注意する必要がある。

